

第1号訪問事業						コード表		
(ア) 予防相当訪問型サービス	現行の介護予防訪問介護の基準 ※単価は出来高	訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2。1月の中で4回までのサービスを行った場合	介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%		266単位	A1	2411
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%		186単位	A1	2413
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239単位	A1	2414
					20人以上にサービスを行う場合 × 90%	167単位	A1	2415
		訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2。1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合			270単位	A1	2511
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%		186単位	A1	2513
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239単位	A1	2514
					20人以上にサービスを行う場合 × 90%	169単位	A1	2515
		訪問型サービス費Ⅵ	事業対象者・要支援2。1月の中で9回から12回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者			285単位	A1	2621
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%		200単位	A1	2623
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257単位	A1	2624
					20人以上にサービスを行う場合 × 90%	180単位	A1	2625
		訪問型サービス費（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2。主に身体介護を行う場合。22回まで算定可能			165単位	A1	1411
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%		116単位	A1	1413
				介護職員初任者研修課程を了したサービス提供責配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149単位	A1	1414
					20人以上にサービスを行う場合 × 90%	105単位	A1	1415
		特別地域加算	所定単位の15%加算				A1	8002
		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の10%加算				A1	8101
		中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位の5%加算				A1	8112
		初回加算	200単位加算（1月）			200単位	A1	4001
		生活機能向上連携加算	100単位加算（1月）			100単位	A1	4002
		介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×86／1000				A1	6270
			②介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×48／1000				A1	6271
			③介護職員処遇改善加算（Ⅲ）②で算定した単位の90／100				A1	6273
			④介護職員処遇改善加算（Ⅳ）②で算定した単位の80／100				A1	6275
		注 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目						
(イ) 訪問型生活支援サービス	シルバー人材センター・住民団体等による実施を想定 ※管理者・サービス提供責任者の配置 訪問生活支援員を必要数 市指定の研修受講を必須	訪問型生活支援サービス費	概ね40～60分程度の生活支援			120単位	A3	1001
(エ) 訪問型乗降介助サービス	既存乗降介助実施事業所を想定	訪問型乗降介助サービス費	通院等乗降介助に準じる 100単位（片道 1日2回まで） ※認定調査票・主事意見書のいずれも障害老人自立度がA1以上であり、車両等への乗降介助が必要と認められるものに限る			100単位	A3	1101

第1号通所事業						
(オ) 予防相当通所サービス	現行の介護予防通所介護の基準 ※単価は出来高	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1。1月の中で4回までのサービスを行った場合		378単位	A5 1113
				利用者の数が利用定員を超える場合　×70％	265単位	A5 8003
				看護・介護職員の員数が基準に満たない場合　×70％	265単位	A5 9003
				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合376単位減算(1月)	▲376単位	A5 6105
		通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2。1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者		389単位	A5 1123
				利用者の数が利用定員を超える場合　×70％	272単位	A5 8013
				看護・介護職員の員数が基準に満たない場合　×70％	272単位	A5 9013
				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合752単位減算(1月)	▲752単位	A5 6106
		中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位の5％加算			A5 8112
		若年性認知症受入加算	240単位加算(1月)		240単位	A5 6109
		生活機能向上グループ活動加算	100単位(1月)		100単位	A5 5010
		運動器機能向上加算	225単位(1月)		225単位	A5 5002
		栄養改善加算	150単位(1月)		150単位	A5 5003
		口腔機能向上加算	150単位(1月)		150単位	A5 5003
		選択的サービス複数実施加算				A5
			(1)選択的サービス複数実施加算Ⅰ			
				①運動器機能向上及び栄養改善	480単位(1月)	480単位 A5 5006
				②運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位(1月)	480単位 A5 5007
				③栄養改善及び口腔機能向上	480単位(1月)	480単位 A5 5008
			(2)選択的サービス複数実施加算Ⅱ			A5
				運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位(1月)	700単位 A5 5009
		事業所評価加算	120単位(1月)		120単位	A5 5005
		サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			A5
				①事業対象者・要支援1	72単位(1月)	72単位 A5 6107
				②事業対象者・要支援2	144単位(1月)	144単位 A5 6108
			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ			A5
				①事業対象者・要支援1	48単位(1月)	48単位 A5 6101
				②事業対象者・要支援2	96単位(1月)	96単位 A5 6102
			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			
				①事業対象者・要支援1	24単位(1月)	24単位 A5 6103
				②事業対象者・要支援2	48単位(1月)	48単位 A5 6104
		介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　＋所定単位×40／1000			A5 6110
			②介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　＋所定単位×22／1000			A5 6111
			③介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　②で算定した単位の90／1000			A5 6113
			④介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　②で算定した単位の80／1000			A5 6115
			注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			
(カ) 通所型基準サービス	通所介護事業所未整備地域における緩和した基準による実施を想定 ※管理者・生活相談員・介護職員・機能訓練指導員を配置(兼務可)利用者15人までは介護職員等は1人以上、15人以上は2人以上。機能訓練指導員は市指定の研修受講必須。 設備は介護予防通所介護と同じ基準	通所型基準サービス	300単位(1回)		300単位	A7 1001
		送迎加算	50単位(1日)		50単位	A7 1010
			利用者の数が利用定員を超える場合	利用者の数が利用定員を超える場合　×70％ ※通所型基準サービス費を減額	210単位	A7 1111